

監 事 の 意 見 書

農業保険法第53条第1項の規定により令和2年6月2日理事より提出された令和元年度群馬県農業共済組合事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

なお、経理状況については、会計監査人が会計原則に基づく監査を行い、その結果においても適正に処理されていることを併せて報告いたします。

令和2年6月23日

群 馬 県 農 業 共 済 組 合

代表監事 金 子 正 一

監 事 中 澤 恒 喜

監 事 栗 原 実

会計監査人の監査報告書

令和2年5月28日

横田公認会計士事務所

公認会計士

横田 香織



当監査人は、監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている群馬県農業共済組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は組合理事にあり、当監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、組合が採用した会計方針及びその適用方法並びに組合によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査人は、上記の財務諸表が、農業共済会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、群馬県農業共済組合の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の事業成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

組合と当監査人又は組合理事との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。